

介護保険法に基づく 住宅改修費の支給

● 制度の概要 ●

（在宅の要介護又は要支援の認定を受けた者に対して、特定の住宅改修費用の一部を支給）

- 基準額 ●
20万円まで

- 申込み期間 ●
通年

- 問い合わせ先 ●
各区役所 保健福祉課

- ホームページ ●
http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k100citizen/k142_7fukusiyougu_jyutakukai shu.html



総合支援法に基づく 地域生活支援事業における日常生活用具 給付事業

● 制度の概要 ●

（在宅の重度障がい者(児)等に対する、小規模な住宅改修を伴う、移動等を円滑にする用具の給付）

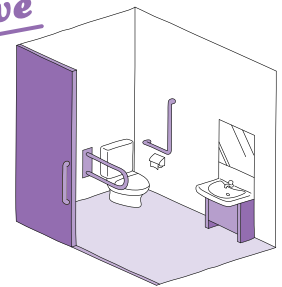
- 基準額 ●
20万円まで

- 申込み期間 ●
通年

- 問い合わせ先 ●
各区役所 保健福祉課

- ホームページ ●
http://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/guide/zaitaku_03.html

easy to move



各区役所の代表電話：中央区231-2400、北区757-2400、東区741-2400、白石区861-2400、厚別区895-2400、豊平区822-2400、清田区889-2400、南区582-2400、西区641-2400、手稲区681-2400

札幌市 融雪施設設置 資金融資あっせん制度

● 制度の概要 ●

（間口や宅地内の雪を処理するため、宅地内に固定式の融雪槽(機)又はロードヒーティングを設置する費用を、無利子で融資）

- 融資額等 ●
300万円まで
返済期間は2年、3年、4年、5年のいずれか。

● 申込み期間 ●

平成30年4月20日～平成30年11月30日
融資枠に達するまで。
※歩道部分のロードヒーティングを併せて施工する場合は10月末が期限

- 問い合わせ先 ●
市役所 雪対策室計画課 TEL.211-2682

- ホームページ ●
http://www.city.sapporo.jp/kensetsu/yuki/jigyoyuushi_etc.html



※各種制度にはさまざまな条件がありますので、詳しくは各担当部署へご確認ください。